

紀陽インターネットF B利用規定（地方税納付サービス）

紀陽インターネットF Bによる地方税納付サービスの取扱は、紀陽インターネットF B申込書、紀陽インターネットF B利用規定、およびお客様と当行との間で締結した「住民税納付に関する契約書（インターネットバンキング方式用）」に定めるもののほか、以下の各項によるものとします。

1. サービスの内容

インターネットF Bによる地方税納付サービスとは、お客様がインターネットを通じて当行に特別徴収地方税の納付を依頼し、当行がその手続きを行うサービスです。

2. 取扱手数料

納付の受付にあたっては、当行所定の取扱手数料をいただきます。

3. 納付資金及び取扱手数料の引落

- (1) 納付資金及び取扱手数料の支払指定口座は、お客様が利用口座として登録している口座とし、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、契約書に定める指定日に当行所定の方法により引落を行います。
- (2) 支払指定口座の残高不足の場合は、納付を中止させていただくことがあります。

4. 納付の依頼

- (1) お客様は納付の依頼を行うにあたり、必要な内容を記録した納付明細データを当行所定の期限内に当行所定の方法により伝送してください。
- (2) 支払指定口座の一日あたりの地方税納付における依頼限度額は、あらかじめお客様が申込書により当行に届け出した額とします。

5. 納付の処理日

納付の処理日は毎月10日（ただし、当日が銀行休業日の場合は翌営業日）とします。

6. 依頼の取消

当行がデータ受信した後においては、納付依頼を取消することは出来ません。

なお、納付者番号・納付金額等の変更がある場合は、お客様が納付先の各市区町村と協議してください。

7. 依頼内容の確認

お客様の依頼にもとづき当行が手続きを行った特別徴収地方税の納付に関して、納付先の各市区町村から当行に対して納付内容の照会があった場合、当行からお客様に対して照会する場合があります。

8. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。